

○滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）

第3章 滋賀の環境自治を推進する委員会に対する審査の申立て

(滋賀の環境自治を推進する委員会の設置)

第27条 県民参加の下に健全で質の高い環境の確保を図るため、知事その他県の執行機関

(公安委員会を除く。)ならびに公営企業管理者および病院事業管理者(以下「知事等」という。)の施策についての審査の申立てに基づき、環境の保全に関する調査審議を行う機関として、滋賀の環境自治を推進する委員会(以下「環境自治委員会」という。)を置く。

- 2 環境自治委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が滋賀県議会の同意を得て委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(一部改正〔平成17年条例121号〕)

(審査の申立て等)

第28条 県民(県内において就業し、または就学する者を含む。)は、環境自治委員会に対して、環境の保全に関し、知事等の施策についての審査の申立てを行うことができる。

- 2 前項の審査の申立ては、申立ての趣旨および理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、この条例に定めるもののほか他の法令(告示を含む。)において意見の申立て等の手続が定められている場合および判決、裁決等によって確定した権利関係については、これを適用しない。
- 4 環境自治委員会は、第1項の審査の申立てがあったときはその旨を知事等に通知しなければならない。
- 5 環境自治委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、知事等に対し説明もしくは必要な資料の提出を求め、または実地調査をすることができる。
- 6 環境自治委員会は、調査審議の結果、施策の是正その他の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるべきことを知事等に勧告することができる。
- 7 知事等は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重して、適切な措置を講ず

るよう努めなければならない。

(委任)

第29条 前2条に定めるもののほか、環境自治委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。